

川越市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 9 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市条例第 3 5 号

川越市都市公園条例の一部を改正する条例

川越市都市公園条例（平成１７年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２５条第１項中「限る」の次に「。第２９条第１項において同じ」を加える。

第２９条第１項中「第１７条第２項」を「第１７条」に改め、「かかわらず、」の次に「第２条第１項若しくは第３項の許可（第３項において「行為許可」という。）（なぐわし公園に係るものに限る。）を受けた者又は」を、「以下」の次に「この条において」を加え、同条第３項中「は、」の次に「別表第２に定める行為許可に係る使用料及び」を加え、「及び附帯設備」を「（附帯設備を含む。）」に改める。

別表第２中「第１７条」の次に「、第２９条」を加える。

別表第３のうち第２号の表テニスコートの部テニスコート（１面２時間につき）の款市内居住者の項中「４００円」を「６００円」に、「２００円」を「３００円」に改め、同款市外居住者の項中「８００円」を「１，２００円」に改め、同部壁打練習コート（１面１時間につき）の款市内居住者の項中「１００円」を「２００円」に、「５０円」を「１００円」に改め、同款市外居住者の項中「２００円」を「４００円」に改める。

別表第３のうち第５号アの表メインアリーナの部全面の項中「４，０００円」を「９，９００円」に改め、同部３分の２面の項中「２，７００円」を「６，８００円」に改め、同部２分の１面の項中「２，０００円」を「５，０００円」に改め、同部３分の１面の項中「１，４００円」を「３，５００円」に改め、同表サブアリーナの部全面の項中「１，０００円」を「２，０００円」に改め、同部バドミントン１面の項中「４００円」を「８００円」に改め、同部卓球１面の項中「２００円」を「５００円」に改め、同表武道場１の部から弓道場の部までの規定中「６００円」を「９００円」に改め、同表会議室１の部から選手控室２の部までの規定中「１００円」を「２００円」に改める。

別表第3のうち第5号イの表武道場1の項から弓道場の項までの規定中「100円」を「200円」に改め、同表トレーニングルームの項中「300円」を「500円」に改める。

別表第3のうち第5号ウの表メインアリーナの部照明設備の款及びサブアリーナの部を削り、同表備考中第4号を削り、第5号を第4号とする。

別表第3のうち第6号イの表プールの項中「520円」を「600円」に改め、同表トレーニングルームの項及びスタジオの項中「420円」を「500円」に改め、同表温浴施設の項中「210円」を「300円」に改める。

別表第3のうち第6号ウの表プール、トレーニングルーム、スタジオ及び温浴施設の部規則で定める供用時間内の項中「6,290円」を「7,600円」に改め、同部平日における午前9時から午後5時までの項中「5,660円」を「6,840円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3項、第4項及び第6項の規定 公布の日

- (2) 別表第3のうち第5号アの表の改正規定、同号イの表武道場1の項から弓道場の項までの改正規定及び同号ウの表の改正規定並びに附則第5項の規定 規則で定める日

(有料の公園施設に関する経過措置)

- 2 この条例（前項第2号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の川越市都市公園条例（同項及び附則第4項において「新条例」という。）別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の川越市都市公園条例第6条第1項に規定する有料の公園施設（川越運動公園総合体育館（附帯設備を含み、トレーニングルームを除く。附則第5項及び第6項において「総合体育館」という。）

を除く。以下この項及び次項において「有料の公園施設」という。)の利用に係る使用料及びなぐわし公園温水利用型健康運動施設の利用に係る料金(以下この項及び附則第4項において「利用料金」という。)の額の算定について適用し、施行日前の有料の公園施設の利用に係る使用料及びなぐわし公園温水利用型健康運動施設の利用料金の額の算定については、なお従前の例による。

3 施行日以後における有料の公園施設の利用に関し施行日前に川越市都市公園条例第17条第2項の規定により納付すべき使用料の額は、この条例による改正前の川越市都市公園条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により算出した額とする。

4 新条例第29条第3項の規定による利用料金の承認は、施行日前においても行うことができる。

(川越運動公園総合体育館に関する経過措置)

5 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正後の川越市都市公園条例(次項において「第2号新条例」という。)別表第3の規定は、当該改正規定の施行の日(以下この項及び次項において「第2号施行日」という。)以後の総合体育館の利用に係る使用料の額の算定について適用し、第2号施行日前の総合体育館の利用に係る使用料の額の算定については、なお従前の例による。

6 第2号施行日以後における総合体育館の利用に関し第2号施行日前に川越市都市公園条例第17条第2項の規定により納付すべき使用料の額は、附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正前の同条例の規定にかかわらず、第2号新条例の規定の例により算出した額とする。